

第 21 回延岡市農業委員会会議録

(令和 7 年 3 月 28 日)

1. 開催日時 令和7年3月28日(金) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 壽徳	2	佐藤 純子	3	花畑 志良一
4		5	菊池 光雄	6	
7	中村 みえ	8	須藤 寛之	9	貫 藍
10	松下 康廣	11	小野 有紗	12	
13	高橋 利喜哉	14	緒方 武彦	15	牧野 博文
16	安藤 重徳	17	甲斐 亜季	18	松田 宗史
19	矢野 光一				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 20名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1		2	甲斐 充伸	3	久富 喜良
4	吉田 嘉	5	松田 純二	6	黒田 啓睦
7	佐藤 隆美	8	松田 成歳	9	酒井 渡
10	甲斐 秀雄	11	横山 博章	12	山内 憲次
13	岩切 伸行	14	甲斐 正太郎	15	甲斐 詳三
16		17		18	松原 学
19	戸高 久文	20	池内 米生	21	甲斐 昭浩
22	黒田 五司	23	岩佐 美基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第71号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第72号 非農地証明願について

報告 第69号 農地法第5条の届出について
報告 第70号 農地法第18条第6項の通知について
報告 第71号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第33号 農用地利用集積等促進計画（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
局長	工藤敬洋	局長補佐兼 農地係長	佐藤友美	農政係長	菊池麻里子
		農地係 主任主事	清田則生	農政係 総括主任	
北方産業建設課 主査		北浦産業建設課 専門主事	稲村齋	北川産業建設課 専門主事	渡辺親弘

8. 会議の概要

9:30 開会 事務局	定刻となりましたので、会長お願いいたします。
議長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 21 回 延岡市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事務局	はい。本日は委員総数 19 名中 16 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 5 番、菊池光雄委員と委員番号 17 番、甲斐亜季委員のお二人をお願いしたいと思います。
議長	<p>本日の予定ですが、議案第 71 号 農地法第 3 条 所有権の移転についてから議案第 72 号 非農地証明願についてまでの議案 2 件、報告案件 3 件、協議案件 1 件となっています。</p> <p>それでは、議案第 71 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案いたします。なお、整理番号 8 番並びに 9 番については、安藤重徳委員との関連がございますので、退席後の審議となります。 整理番号 1 番について、委員番号 5 番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。</p>
菊池委員	<p>委員番号 5 番の菊池です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町曾木地区で、田 10 筆の計 4,454 m²です。譲渡人は児湯郡木城町在住の方で、譲受人は北方町川水流在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>先日 23 日に、甲斐正太郎推進委員と私と譲受人立会いの下現地調査を行いました。この案件は、譲渡人の妹さんと譲受人が同級生でありまして、以前から譲受人の方に、この農地を処分したいので誰か紹介して欲しいと相談していたとのことですが、なかなか決まらなくて、結局のところ、この譲受人が引き受けることになったようです。この農地は、既にいろんな人が借りて作っておりまして、うちの法人も何筆か引き受けております。</p>

	<p>譲受人はすぐには就農出来ないので、今まで通り貸してる人に作ってもらうとのことです。地域との調和要件も何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、整理番号2番について、委員番号9番、貫藍委員より説明をお願いいたします。</p>
貫 委 員	<p>委員番号9番の貫です。整理番号2番についてご説明いたします。農地の所在は無鹿町2丁目で、地目は田、面積は314㎡です。譲渡人は宮崎市在住の方で、譲受人は無鹿町在住の方です。経営状況は4,631㎡、労力は1人、理由は経営規模拡大です。</p> <p>3月25日に、私と推進委員の吉田嘉さんと譲受人の3人で現地確認を行いました。譲受人の方は地域計画のメンバーであり、生産組合の役等、農業の担い手として活動されている方です。この土地は、奥の自分の田んぼと1枚にして水稻をされるということで、地域との調和要件も何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、整理番号3番について、松田純二農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。</p>
松 田（ 純 ） 推 進 委 員	<p>推進委員番号5番の松田です。整理番号3番についてご説明いたします。農地の所在は夏田町の畑、1筆の95㎡です。譲渡人は川原崎町在住の方、譲受人は夏田町在住の方で、この二人は兄弟になります。経営状況は2,753㎡で、理由は経営規模拡大です。この土地は譲渡人である兄の所有地ですが、譲受人が前から耕作しており、兄である譲渡人は一度も耕作に携わったことがなく、これからもないということで、所有権移転に至ったとのことです。利用状況にも問題はなく、これからも以前のように農地として耕作していくとのことです。特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、整理番号4番について、委員番号14番、緒方武彦委員より説明をお願いいたします。</p>
緒 方 委 員	<p>委員番号14番の緒方です。整理番号4番についてご説明いたします。農地の所在は北方町二股、田4筆の計1,935㎡です。譲渡人は野地町6丁目在住の方で、譲受人は北方町二股在住の方です。理由は経営規模拡大で</p>

<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>3月22日に、推進委員の甲斐詳三さんと譲受人の方と私とで現地調査を行いました。この田は、5年程前から譲受人が耕作されているということで、大変綺麗に管理されておりました。譲渡人の方が市内からではちょっともう管理しきれないので買ってほしいということで、譲受人が購入されたようです。地域との調和要件も何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>安 藤 委 員</p>	<p>次に、整理番号5番から整理番号7番までについて、委員番号16番、安藤重徳委員より説明をお願いいたします。</p> <p>委員番号16番の安藤です。整理番号5番についてご説明いたします。去る24日、推進委員の岩佐美基さんと申請者と私の3人で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。</p> <p>整理番号5番については、北川町長井の地目田416㎡です。この土地は既に、譲受人が数年前から土手を除去して耕作している土地でありました。</p> <p>整理番号6番の土地は、同じ川坂地区なんですけど、304㎡でして、整理番号5番と交換するという事で手続きすることになったそうです。地域との調和要件等も特に問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、整理番号7番についてご説明いたします。譲渡人も譲受人も北川町長井在住の方です。譲受人は、川坂地区でハウスぶどうを栽培している方です。農地の所在はその土地のハウスの隣接する畑156㎡です。譲渡人は高齢になってもう農業をやめているのですが、財産を整理したいということで、もう1筆の田847㎡についても、贈与という形で整理することになりました。譲受人は、地域との調和要件等も特に問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>ただ今、整理番号7番まで説明をしていただきましたので、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p> <p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布しています農地法第3条調査書の1ページから7ページをご覧ください。調査書の農</p>

		<p>地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件等問題ないとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか？</p>
委	員	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委	員	<p>(挙手)</p>
議	長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>それでは、安藤委員の退席をお願いします。</p>
安	藤	<p>(安藤委員が退席する)</p>
議	長	<p>それでは、整理番号8番から整理番号9番について、岩佐美基農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。</p>
岩	佐	<p>推進委員番号23番の岩佐です。整理番号8番9番についてご報告いたします。</p> <p>先ず8番についてご説明いたします。農地の所在は北川町長井、地目は田、面積は283㎡です。譲渡人は無鹿町1丁目在住の方で、譲受人は北川町長井在住の方です。</p> <p>続きまして、整理番号9番についてご説明いたします。譲渡人は日向市在住の方で、譲受人は北川町長井在住の方です。所在地は3筆共北川町長井で、1筆は田の252㎡、あとの2筆は畑計600㎡です。</p> <p>3月26日に、安藤農業委員と現地を確認いたしました。整理番号8番も9番も、譲受人の方がずっと管理されてまして、今後も譲渡人が管理できないとのことで、今回の贈与となったそうです。譲受人は現在も農業に従事しており、地域との調和も良く何ら問題ありません。皆様のご審議を</p>

	<p>よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配付しています農地法第3条調査書の8ページから9ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか？</p>
議 長	<p>何かございませんか？</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p>
議 長	<p>安藤委員の再入室をお願いします。</p>
安 藤 委 員	<p>(安藤委員が入室する。)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第72号 非農地証明願いについて提案いたします。 整理番号1番から整理番号2番について、委員番号13番、高橋利喜哉委員より説明をお願いいたします。</p>
高 橋 委 員	<p>委員番号13番の高橋です。整理番号1番についてご説明いたします。</p>

		<p>所在地は妙見町、6筆の計1,673㎡で、地目はすべて田です。所在地は春には潮干狩りが行われる妙見湾の一番奥にある土地で、軽トラックでも近くには行かれないような所です。</p> <p>3月25日に現地調査を私と山内憲次推進委員と代理人の行政書士立会いの下行いました。1筆は15年くらい前までは耕作されていたということですが、後の5筆はいつごろまで耕作されていたかも分からないそうです。現況は多湿地で湿田で今後も耕作出来る見込みはないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、整理番号2番についてです。所在地は赤水町、地目は田1筆の403㎡、畑2筆の333㎡、合計736㎡です。</p> <p>3月21日に私と山内憲次推進委員と岩切伸行推進委員と代理人の行政書士立会いの下現地調査を行いました。一つの畑は、他人の軒の下を歩いていくような場所で、歩く所が約30cm位の幅しかないような所を行かなくてはいけない畑でした。現地は周囲が山林で竹林になっていて、獣害被害もかなり進んでいるようで、今後も農地の復旧は難しいようです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議	長	次に、整理番号3番について、委員番号3番、花畑志良一委員より説明をお願いいたします。
花	畑	委員番号3番の花畑です。整理番号3番についてご説明いたします。
	委員	<p>3月21日に甲斐一太郎推進委員と甲斐詳三推進委員と私の3人で現地調査を行いました。申請人は病氣療養中で入院されてまして、事前に電話で話をしております。場所は地図を見てもらうと分かりますが、町内のはずれにあって鉄橋が掛かっていた所です。そこから下方の所がもう何年も耕作されておられません。この辺りは全域非農地扱いしないといけないような土地です。写真を見ていただくと、杉の木が植えてある所のちょっと上流の方になります。かなりほったらかしになっていて、現地に行くのもやっとでした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか？
議	長	何かございませんか？
委	員	異議なし。

議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議	長	以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。
事	務	局
		<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。</p> <p>はじめに、報告第 69 号、農地法第 5 条の届出について説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。</p> <p>議案書の 10 ページから 12 ページに記載しておりますが、9 件の届出があり、田が 8 筆の 2,394 m²、畑が 3 筆の 607 m²、計 11 筆の 3,001 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 70 号、農地法第 18 条第 6 項の通知について説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>議案書の 14 ページから 18 ページに記載しておりますが、18 件の届出があり、田 43 筆のみの 45,921 m²の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 71 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。</p> <p>議案書の 20 ページから 23 ページをご覧ください。今回 11 件の届出があり、田が 40 筆の 26,336 m²、畑が 43 筆の 22,107.82 m²、計 83 筆の 48,443.82 m²となっております。</p> <p>なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p>
議	長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか？
委	員	ありません。

議	長	無いようなので報告を終わります。
議	長	次に協議第 33 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。
事	務	こちらは、農地中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。
局		議案書の 25 ページから 29 ページになりますが、整理番号 1 番から 8 番が下南方地区、整理番号 9 番から 12 番が東延岡地区、整理番号 13 番から 17 番が沖田地区、整理番号 18 番から 24 番が下祝子地区、整理番号 25 番から 32 番が東海地区、整理番号 33 番から 61 番が個別での促進計画となっております。
		次に、議案書 30 ページから 34 ページが耕作者変更の促進計画となっております。整理番号 1 番から 49 番が個別案件での促進計画となっております。
		今回の促進計画では、29 ページの表下にあるとおり 18 人の出し手から 61 筆、51,051 m ² の農地を個人 11 人と 1 法人に配分しますとともに、耕作者変更については 34 ページの表下にあるとおり 21 人の出し手から 49 筆、45,459 m ² の農地を 1 法人に配分する計画となっております
		以上で説明を終わります。
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか？
委	員	ありません。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといたします。
議	長	では、その他となっております。事務局より連絡事項についてお願いいたします。
事	務	（事務局より説明）
局		
議	長	以上を持ちまして第 21 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。

会 長 甲 斐 壽 德

5 番 菊 池 光 雄

17 番 甲 斐 亜 季
